

第56号議案

中間市カーボン・マネジメント強化事業業務委託契約について

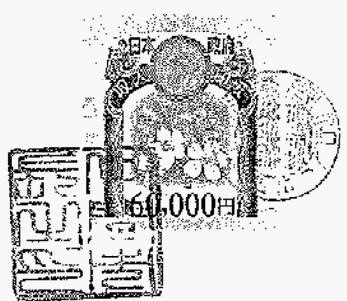
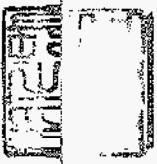
中間市カーボン・マネジメント強化事業業務委託契約を下記のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

中間市長 福田 浩

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | 中間市カーボン・マネジメント強化事業業務委託 |
| 2 履 行 場 所 | 中間市中間一丁目地内及び蓮花寺三丁目地内 |
| 3 履 行 期 間 | 議会議決の日の翌日から
令和3年2月5日まで |
| 4 契 約 金 額 | 268, 296, 731円 |
| 5 契約の相手方 | 福岡県北九州市八幡西区市瀬一丁目2番1号
株式会社 ハッセイ
代表取締役 横口 和宏 |



委託業務仮契約書

1. 業務名称 中間市カーボン・マネジメント強化事業業務委託

2. 履行場所 中間市中間一丁目地内及び蓮花寺三丁目地内

3. 履行期間 議会議決の日の翌日 から
令和3年2月 5日 まで

4. 業務委託料 268, 296, 731円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 24, 390, 612円

5. 契約保証金 26, 829, 673円

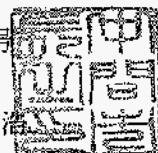
上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、中間市契約事務規則（平成19年中間市規則第19号）及び関係法令等によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この契約は、中間市議会の議決を得たるときには、本契約に移行する。

令和2年8月12日

発注者 福岡県中間市中間一丁目1番1号
福岡県中間市
中間市長 福田 浩司



受注者 福岡県北九州市八幡西区市瀬一丁目2番1号
株式会社 ハッセイ
代表取締役 樋口 和宏



「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、本契約の締結時に、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の83の定めるところにより適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税の額の算定方法に変更が生じた場合には、消費税及び地方消費税の額を変更後の算定方法により算定された額に改定する。この場合において、消費税及び地方消費税の額の算定に関して1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。